

## 第2回療法食の在り方検討委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

- I 日 時** 平成24年5月10日(木) 10:00~12:00
- II 場 所** 日本獣医師会 会議室
- III 出席者**
- 【委員長】** 太田 亟 慈 愛知県獣医師会(犬山動物総合医療センター院長)
- 【副委員長】** 草場 治 雄 福岡県獣医師会副会長(室見動物病院院長)
- 【委員】**
- 片倉 伸 一 日本動物用医薬品協会広報委員会委員長  
越村 義 雄 ペットフード協会会長  
(代理出席:木村憲行 ペットフード協会 技術委員会委員長)
- 塩出 佐知子 P&Gイノベーション合同会社  
研究開発本部安全性・薬事部
- 島田 次 郎 ロイヤルカナンジャパン合同会社  
コーポレートアフエアーズディレクター
- 高橋 徹 北海道獣医師会副会長(高橋動物病院院長)
- 藤井 立 哉 ヒルズ ペット ニュートリション  
アジア-パシフィック日本支社  
マーケティング本部獣医チャンネル  
マーケティングテクニカルマネージャー
- 藤原 伸 作 全国動物薬品器材協会副理事長
- 細井戸 大成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)
- 【農林水産省】** 國分 玲 子 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐  
(愛がん動物用飼料対策班)
- 小牟田 暁 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事監視指導班)
- 【本 会】** 山根義久(会長) 近藤信雄(副会長) 矢ヶ崎忠夫(専務)

理事) ほか

#### IV 議 事

- 1 前回会議の検討結果 (説明)
- 2 療法食の在り方に係る課題と対応 (説明・協議)
  - (1) 前回会議の検討結果を受けての説明事項
  - (2) その他

#### V 会議概要

- (1) 山根会長から、開会に当たり、大要以下の挨拶があった。
  - ア ご多忙の中参集いただき感謝する。
  - イ 昨年 11 月の第 1 回委員会から第 2 回まで少し時間が空いてしまったが、今後、早急に具体的な案をとりまとめていただきたい。
  - ウ 獣医師は、専門的な技能と技術、知識があることを保証され、国から免許を受けているのであり、その行為には大きな責任と義務があることを自覚しなければならない。それは診療場面において療法食を販売する場合も同じである。
  - エ この委員会では、法的な規制をつくろうというのではなく、何らかのガイドラインを作成することが目的と考えている。
  - オ 今後の検討により、立派なガイドラインが作成されることを期待する。

#### 1 前回会議の検討結果

事務局から前回会議の概要が説明され、内容について承認された。

#### 2 療法食の在り方に係る課題と対応

- (1) 一般社団法人ペットフード協会 木村憲行技術委員会委員長から、開業獣医師を対象とした療法食に関する意識調査の概要について資料に基づき説明された。
  - ア 調査は、日本小動物獣医師会が平成 22 年 8 月～同年 9 月に開業獣医師を対象としたもので、398 名から回答を得た。
  - イ 療法食は、犬猫の健康管理、疾病管理に必要かという設問に、99%の獣医師が必要と回答した。
  - ウ 療法食の使用を診療カルテに記載しているかという設問に、99%の獣医師がしていると回答した。
  - エ 獣医師の指導なく療法食を使用した場合に犬猫の健康被害への懸念があるかという設問に、91%の獣医師があると回答した。

オ 獣医師の指導なしに、療法食の使用によって犬猫に健康被害が及んだ場合の責任はどこにあるかという設問に、81%が販売者、64%が卸売業者、56%がメーカー、55%が飼育者、52%が行政と回答した。

カ 獣医師の指導なしに療法食を使用した場合の健康被害の具体例に関しては、最も多かったのは、尿石症である。具体的には、ストラバイト用の療法食を与え続け、シュウ酸カルシウム結石、尿酸結石ができた例が多数あった。持続的な使用が原因と考えられた。

キ 他に多かった症例では、腎臓に障害が発生したものがあつた。これは、他の目的の療法食が使用されたことが原因であると考えられた。

ク 減量用フードの長期間投与による栄養不良を来した例があつた。一方、高栄養食の療法食を長期間投与することによる肥満や糖尿病の症例もあつた。

ケ アレルギー用の療法食のみの投与により、アレルギー以外が原因の皮膚疾患が悪化した例があつた。

(2) 出席者との間で質疑応答が行われた。

ア 「アンケート回答者の地域的偏りについてはいかがか。」と質問され、「アンケートに詳細の記載がないため不明である。」と回答された。

イ 「ペットフード協会としてアンケートの項目や内容についてさらに検討や改善の予定はあるのか。」と質問され、「基本的に療法食は獣医師の正しい指導の元で与えられるべきものであると考えている。個々のケースについての詳細な検討はアンケートからだけでは難しい。」と回答された。

ウ 「飼育者に対する調査結果はないのか。療法食を購入する側の意識も知りたい。」との質問に対し、「獣医師の指導なしに療法食を購入している飼育者を調査対象者として抽出できる状況があれば調査したいと考えているが、メーカーとして現状では対象者を明確に把握はしていない。何らかの疾病がもとで獣医師の診察を受けた際にアンケートを行うことは可能だが、症例は少ないだろう。一方、インターネット購入者によるコメントを集めることは可能と思われるが、データの信憑性等についての吟味が必要になるであろう。」と回答された。

(3) 藤原委員（全国動物薬品器材協会副理事長）から、獣医師の診療に基づく療法食の宅配システム（ペットポータルシステム）について資料に基づき紹介された。

ア 動物薬ディーラーである株式会社アスコがヤマト運輸と提携して、飼育者が獣医師を介して商品を発注すると、物流センターから療法食が宅配されるサービスを実施している。代金は、株式会社アスコがクレジットカードまた

は代引決裁により動物病院の集金代行を行っている。

イ このサービスにはコストがかかる一方で、まだあまり浸透していないのが現状である。

ウ この他にも、個々のディーラーが動物病院の依頼で飼育者の自宅等に直接配送しているケースもあるが、多くは送料をとらずに行っており、今後も安定的に運営するためには送料を受領できるようにしていきたいと協会では考えている。

エ 一方、インターネット販売では、価格競争が激しい中で商品の発送に係る送料等の負担も卸売業者にのしかかっている。一部の卸売業者では代金の焦げ付きが発生している。

オ インターネット販売業者は大量に購入するため、卸売業者も安易に卸売価格を値下げしている面がある。

カ インターネット販売では、ビジネスとして成り立たない部分があるので、卸売業者もできれば身を引きたいと考えているように思われる。

(4) 草場副委員長から以下の報告があった。

ア 現在、再び全国の獣医師を対象に療法食の誤使用による健康被害のアンケートを実施しており、現在 30 例ほどの健康被害例が集まっている。

イ 健康被害としては木村氏の説明されたものと同様である。

ウ 最初に獣医師の指導を受けて購入した療法食を、後日別の販路で購入し、獣医師が知らない間に長期間投与し続けた例が多い。

エ 詳細は不明だが、死亡原因が療法食の長期間給与（10 年間）と疑われる症例もあった。

オ このような健康被害が発生する背景には、飼育者の食餌療法に対する関心が薄く知識も乏しいこと、安易に安いフードを購入する傾向があることが考えられる。

カ 療法食を販売する際は、①獣医師の指示のもと使用すること、②不適切な給与は健康被害を招く危険性があること、をもっとはつきりと表示すべきではないか。

(5) 塩出委員から、当社には重大な健康被害に関するお客様相談室への連絡は今のところないと報告があった。

(6) 藤井委員から、大要以下のような報告があった。

ア お客様相談室に問合せにくる療法食販売業者からの電話は、飼育者とのトラブル相談が多い。販売業者は動物を診療した獣医師ではないため、動物の

体調不良の原因が、療法食の品質によるものか与え方によるものかの判断がつかないからである。

- イ 療法食の誤使用は、獣医師の診断ミスや技量不足によっても起こりうる点は留意すべき。
- ウ 海外では、療法食による重大・大規模事故例はない。
- エ 飼育者が療法食を選択する理由を調査すると、獣医師からの推奨が最も多い。
- オ 表示に関しては、現在でも注意事項を赤で目立つような囲みで表示している。

(7) 高橋委員から、大要以下のような意見が出された。

- ア 療法食のメーカー社内には、非公表のネガティブなデータがあるのではないか。それがあつて公表されない限り、飼育者にとって療法食は、特定機能食品程度の理解しかされない。療法食は獣医師が取り扱うもので、動物の健康が損なわれたら獣医師が責任を持つ、というくらいの明確な対応はできないだろうか。
- イ 療法食販売後のサポートを獣医師(動物病院)がもっと行うべきである。流通面でも、地域の獣医師が連携して注文を取りまとめ宅配できるようにするなどの努力が必要かもしれない。

(8) そのほか、出席者から大要以下の意見が出された。

- ア そもそも価格設定の方法に問題があるのではないかと。価格は据え置いたまま飼育者にきめ細やかなサポートを行うなどの付加価値をつけるべきではないのか。
- イ 療法食による健康被害事例の存在がはっきりしないかぎり、動物の健康を守るといふ、ガイドライン作成の目的や必要性が揺らいでしまう。ネガティブなデータがあるのなら、関係者が提出する必要がある。
- ウ 療法食を使用している動物は、もともと健康ではないので、疾患にかかったり死亡してしまうという報告がある。その場合、データ(カルテ)は動物病院にあるので、細かい記録をメーカーは持ち合わせていない。
- エ 健康な動物に長期間療法食を投与し、健康被害の表出を観察したデータは日本法人にはない。欧州では、通常の維持管理に用いることのできるフードに関しては、6カ月以上投与した場合には、一度獣医師の診察を受けるように指示がある。療法食によっては、2, 3カ月に一度獣医師の診察を受けるよう指示のあるものもある。療法食の種類に応じて、1カ月に一度などと、定期的に獣医師の診断を受けるように表示することは可能であるとする。

オ この委員会は規制を作ろうとしているものではない。ペットフード・療法食とはどうあるべきかを明確にしたガイドラインを作成し、周知徹底、啓蒙活動を通じて獣医師や飼育者の意識を改革できるかが問われている。健康被害の事例をきっかけとして問題意識を喚起し、ガイドラインの作成を進めていかないと、従来と同じ堂々巡りになってしまう。

(9) ペットフード公正取引協議会において検討が進められている「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の改訂に係り、「療法食の定義と表示基準(案)」が藤井委員から紹介された。

ア 療法食の表示に関しては、景表法(消費者庁所管)と薬事法(動物用医薬品は農林水産省所管)の2つの法による規制がある。ペットフード公正取引協議会では、消費者庁の指導のもと「ペットフードの表示に関する公正競争規約」を作成し、同規約に沿って表示を行っている。ただし、これは協議会会員のみの自主ルールである。

イ 平成19年には農林水産省から「動物用医薬品の範囲に関する基準」が通知され、療法食について薬事法に抵触しない範囲での表現等について指導がなされた。

ウ 協議会会員各社は、農林水産省の指導の下、「ペットフード等の薬事に関する適正な表現のガイドライン」を本年3月にまとめ、適切な表示に取り組んでいる。この流れの中で現在公正競争規約の改訂に取り組んでおり、療法食においても定義を検討している。

エ 改訂案では、療法食の定義を「栄養成分の量や比率が調節」されていて、「特定の疾病や健康状態にあるペットの栄養学的サポートを目的」とした「獣医療において獣医師の指導の下で食事管理に使用されることを意図」された商品としている。

オ 療法食の表示について改定案では、①療法食と明示すること、②療法食が適用される犬猫の疾病または健康状態を明示すること、③獣医師の指導に基づき給与されるべきものである旨の注意書きを明示すること、の3点を表示基準として考えている。給餌期間に関しても明示する必要があるならば、追加する用意がある。

カ 「ペットフード等の薬事に関する適切な表現のガイドライン」の中では、療法食について、以下のような表現が例示されている。

「病名または症状」に対して使用できる表現は「対応、管理、配慮(ケア)」か、あるいはこれらの同義語であり、適切な表示例としては、「(ペットフードの栄養成分)である〇〇を低く調整し、△△病に対応した療法食です」となる。

## VI まとめ

- 1 本日の検討結果を踏まえ、以下のとおりとりまとめられた。
  - (1) 健康被害事例について、メーカー、ディーラー、獣医師会それぞれの立場であらためて収集し、次回委員会で発表する。獣医師会は委員長、副委員長及び高橋委員、細井戸委員が中心となってとりまとめる。

メーカーおよびペットフード協会は、健康被害の事例等の関係データの有無を改めて調査するとともに、個別の療法食を例にとり、給与期間の設定等の根拠や記載等について説明する。
  - (2) 療法食の流通の在り方については、ガイドライン策定に係る作業の進捗を見ながら追って検討する。
  - (3) 次回の委員会は、7月27日（金）13：30から開催する。
- 2 太田委員長から、「次回以降の検討では、まずは健康被害の実態のとりまとめと療法食の定義づけを行いたい。その後、報告書としてガイドラインをとりまとめ、関係機関や関係団体等に対し報告したい。今後、個々の療法食の栄養学的特徴、使用期間や注意すべき項目等についてまとめる中で、今後の方向性を定めたい。委員の皆様のご協力をお願いしたい。」と挨拶された。
- 3 近藤副会長から、本日の委員会出席へのお礼と次回の委員会への期待と協力依頼が述べられ、会議を終了した。